



職保発 1125 第 2 号  
平成 23 年 11 月 25 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省職業安定局  
雇用保険課長

### 雇用保険関係手続に係るオンライン利用促進について

平素より、雇用保険関係業務の運営に格段の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、雇用保険関係手続については、利用者の利便性向上の観点からオンライン利用を積極的に推進することとしています。

今般、平成 23 年 11 月 28 日より、「離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届」について、新たに電子申請による受付を開始することとしました。

貴連合会におかれては、雇用保険関係手続きの電子申請について、より一層の御理解をいただくとともに、下記取り組みへの御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 新たに電子申請による受付を開始する手続き

平成 23 年 11 月 28 日より、離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届について、新たに電子申請により受け付けを開始します。

なお、当該受付に係るプログラム移行作業のため、平成 23 年 11 月 22 日(火) 22 時～28 日(月) 0 時までの間は、厚生労働省職業安定局が所管する電子申請可能な全手続きにつきまして、e-Gov からの受付を停止いたします。

## 2 離職証明書の様式における離職者本人の署名の取扱いについて

離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届に添付される離職証明書の離職者本人の署名欄については、離職者本人の電子証明書を付与することができる仕組みになっています。

しかしながら、離職者本人が電子証明書を所持しているケースはほとんどないと想定されるため、離職者本人が離職証明書の内容について確認したことを証明することができるものを離職証明書の提出の際に pdf ファイル等で添付することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることが可能となりました。その際の様式については、【別添様式 1】をご利用ください。

なお、万が一、離職者からの署名を求めることができない場合であって社会保険労務士が電子申請を行う場合は、【別添様式 2 又は 3】に必要事項を記載の上、pdf ファイル等で添付することにより足りるものとして取り扱うこととしました。

ただし、本来、離職者本人が離職証明書の記載内容を確認することは、離職者の受給権を保護する観点から極めて重要な取扱いです。従って、疎明書の添付をもって安易に離職者の確認を得ずに届出を行うことは、雇用保険制度の趣旨に反することから、貴会員から事業主に対して適切な指導又は制度の趣旨について周知していただけるよう、貴連合会におかれましてもご協力よろしくお願ひします。

## 3 社会保険労務士に係る電子申請利用の際の確認書類の照合省略について

社会保険労務士に係る電子申請利用の際の確認書類の照合省略については、これまで申出書の提出を受けて照合省略を認めているところです。

今般、更なるオンライン利用促進の観点から、申出書の要件である「過去3年にわたる取扱実績からみて、」の部分削除し、取扱実績の年数要件を撤廃することとします。

この他、離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届を新たに電子申請により受け付けることから、申出書において「雇用保険被保険者資格喪失届（離職証明書の添付を要しない場合に限る。）」と表記していた部分のうち「（離職証明書の添付を要しない場合に限る。）」を削除することとしました。

このため、今後、当該申出書を提出する場合は、【別添様式 4】をご利用ください。

なお、本通知による取扱い以前に旧様式で申出書が提出され、既に照合省略を認めている社会保険労務士については、再度申出書の提出を求めることはせず、当然に離職証明書の添付を要する場合も該当するものとして取り扱うこととします。

また、電子申請に添付する離職証明書に係る照合省略については、従来の取扱どおり離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料が省略可能です。

離職証明書の記載内容に関する確認書

平成 年 月 日

○事業所名称 \_\_\_\_\_

○事業所所在地 \_\_\_\_\_

○事業主氏名 \_\_\_\_\_

私は、上記事業主が提出する離職証明書の記載内容について、下記のとおり確認しました。

記

- 1 離職証明書の記載内容のうち、離職理由欄以外の記載内容については、事実と相違ないことを認めます。
- 2 事業主が記入した離職理由については、次のとおりです。  
異議あり          ・          異議なし

○離職年月日 平成 年 月 日

○離職者住所 \_\_\_\_\_

○離職者氏名 \_\_\_\_\_ 印

○雇用保険被保険者番号 

--	--	--	--

 - 

--	--	--	--	--	--	--	--

 - 

--

以上

被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について  
(事業主の疎明書)

平成 年 月 日

○離職年月日 平成 年 月 日

○離職者住所 \_\_\_\_\_

○離職者氏名 \_\_\_\_\_

○雇用保険被保険者番号 

--	--	--	--

 - 

--	--	--	--	--	--	--	--

 - 

--

(離職証明書の記載内容について離職者本人の確認を得られない理由)

※具体的に記入すること。

私は、上記の離職者に係る雇用保険被保険者資格喪失届に添付する離職証明書の記載内容について、上記の理由から、離職者本人の確認を得られませんでした。

今後は、離職証明書の記載内容について、離職者本人の確認を得られるよう留意します。

以上

○事業所名称 \_\_\_\_\_

○事業所所在地 \_\_\_\_\_

○事業主氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

被保険者の確認を得られないやむを得ない理由について  
(社会保険労務士の疎明書)

平成 年 月 日

○離職年月日 平成 年 月 日

○離職者住所 \_\_\_\_\_

○離職者氏名 \_\_\_\_\_

○雇用保険被保険者番号 

--	--	--	--

 - 

--	--	--	--	--	--

 - 

--

(離職証明書の記載内容について離職者本人の確認を得られない理由)

※具体的に記入すること。

上記の離職者に係る雇用保険被保険者資格喪失届に添付する離職証明書の記載内容については、上記の理由から、離職者本人の確認を得られない旨、事業主から申し出がありました。

今後は、離職証明書の記載内容について、離職者本人の確認を得られるよう留意します。

以上

○社会保険労務士事務所名称 \_\_\_\_\_

○登録番号 

--	--	--	--	--	--	--	--

○社会保険労務士氏名 \_\_\_\_\_

電子申請利用の際の確認書類の照合省略に係る申出書

( 申出社会保険労務士 ) に係る委託事業所 ( ○○労働局 ( 申出先である労働局 ) が管轄する地域内に所在する事業所に限る。 ) について、以下の手続一覧に示す手続を電子申請により行う際に、確認書類の照合を省略できるよう申し出ます。

なお、この申出にあたり、申出者に係る以下の事項について確認及び同意します。

- イ 社会保険労務士会の会員であり、かつ、事務処理能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
- ロ 申出社会保険労務士の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
- ハ これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
- ニ 故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
- ホ その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
- ヘ 公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
- ト 公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。
- チ 上記イからトまでに該当していなかったことが明らかになった場合、又は該当しなくなるが明らかになった場合に、この申出により認められた照合省略の確認が撤回されることがあること。

平成 年 月 日

○ ○ 労働局職業安定部長 殿

社会保険労務士 住 所

氏 名



押印又は白筆による署名

《手続一覧》

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 雇用保険被保険者転勤届
- ④ 雇用保険被保険者氏名変更届
- ⑤ 雇用保険事業主事業所各種変更届
- ⑥ 雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書
- ⑦ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- ⑧ 雇用保険被保険者休業・勤務時間短縮開始時賃金月額証明書
- ⑨ 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
- ⑩ 高年齢再就職給付金の支給申請
- ⑪ 育児休業基本給付金の支給申請
- ⑫ 介護休業給付金の支給申請

なお、②に添付される離職証明書については、離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料を省略する。